

令和8年度 プール安全衛生管理講習会

愛知県春日井保健所

生活環境安全課

※音声はすべて、「VOICEVOX:四国めたん」より



本日の内容



愛知県プール条例運営要綱の改正について



プールの事故防止及び衛生管理について



令和8年度プール行政水質検査及び立入調査について



自主点検表について





愛知県プール条例運営要綱の改正について

- シャワールの通過式について
- 洗眼・洗面・飲水できる設備等の独立について
- 足洗い場及び腰洗い槽について
- 採暖室の室内温度
- 管理責任者・衛生管理者設置(変更)届の様式の改正



シャワーの構造設備基準として、強制使用させる通過式を求めないこととする。

改正後 (R7.4.1～)	改正前
<p>2 プールの附帯設備</p> <p>(1) シャワーは、温水等の適温の洗浄水を供給できる設備を有し、かつ、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設けること。なお、温水等の適温とは、遊泳時の気温等を考慮し、利用者が快適性を感じる水温とすること。</p>	<p>2 プールの附帯設備</p> <p>(1) シャワーは、温水等の適温の洗浄水を供給できる設備を有し、かつ、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設け、<u>強制使用させる通過式</u>であること。なお、温水等の適温とは、遊泳時の気温等を考慮し、利用者が快適性を感じる水温とすること。</p>



洗眼・洗面・飲水できる設備等の設置を求めることとし、これらの設備及び設置場所は必ずしも独立している必要はないこととする。

改正後(R7.4.1～)

利用者が使用しやすいように、洗面所及び水飲場はプールサイドに、また、シャワー及び洗眼所は、プールサイド又は更衣室に設けること。また、洗眼・洗面・飲水できる設備等は利用者数に見合った数を設けること。なお、これらの設備及び設置場所は必ずしも独立しているものである必要はないこと。

改正前

利用者が使用しやすいように、洗面所及び水飲場はプールサイドに、また、シャワー及び洗眼所は、プールサイド又は更衣室に設け、利用者数に見合った数の洗面器、水飲器、洗眼器等を設けること。



足洗い場及び腰洗い槽については条例、規則等において規定がないことから、要綱からも削除する。

改正後(R7.4.1～)	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>足洗い場</u>を用いる場合は、水を随時入れ換えて清浄に保ち、塩素系消毒薬(医薬品に限る。)を用いてプールの水と同等の遊離残留塩素濃度に保つこと。また、<u>腰洗い槽</u>を用いる場合は、水を随時入れ換えて清浄に保ち、塩素系消毒薬(医薬品に限る。)を用いて遊離残留塩素濃度を50mg/L以上100mg/L以下に保つこと。なお、高濃度の塩素に対して過敏症などの傾向のある利用者には使用させず、シャワーを使用させること。</p>



採暖室の室内温度はおおむね35℃から40℃とすることが望ましいとしていたが、近年の夏季の気温上昇を考慮し、当該規定を削除する。ただし、サウナ施設と誤認されることのないよう、原則としてプール本体に近接し、独立した施設として別個に利用されることのない構造にするとともに、急速発汗を促すような温度にはしないことと規定する。

改正後 (R7.4.1～)	改正前
<p><u>なお、採暖室は、原則としてプール本体に近接し、独立した施設として別個に利用されることのない構造であること。</u></p>	<p>(なし)</p>
<p><u>採暖室は、身体を保温又は乾燥させるのに適当な温度を保つこと。なお、急速発汗を促すような温度にはしないこと。</u></p>	<p><u>採暖室の室内温度は、おおむね35℃から40℃とすることが望ましいこと。</u></p>

管理責任者・衛生管理者設置(変更)届の様式の改正

別紙様式1

管理責任者	設置(変更)届
衛生管理者	
	年 月 日
保健所長殿	
設置者	住所
	ふりがな氏名
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
管理責任者 下記のとおり、	衛生管理者 を設置(変更)しました。
	記
1 プールの名称及び所在地	
名称	
所在地	
2 管理責任者	
職名及び氏名	
衛生管理者	
3 設置(変更)年月日	

最新の要綱や様式は
愛知県生活衛生課ウェブページから
ダウンロードできます。
<http://www.pref.aichi.jp/0000009013.html>



プールの事故防止及び衛生管理について

◎ 過去のプールにおける事故等発生状況

➤ 愛知県のプール事故発生状況

➤ 愛知県令和7年度のプール事故

➤ 薬品の取扱いに注意

➤ 薬品の管理例

➤ 報告様式



愛知県では、令和7年度にプールにおける事故が2件ありました。

<愛知県内の過去の事故等発生状況>

- ▶ 令和6年度 事故4件
- ▶ 令和5年度 事故3件、健康被害2件
- ▶ 令和4年度 事故2件
- ▶ 令和3年度 事故等の発生はなし
- ▶ 令和2年度 事故1件
- ▶ 令和元年度 事故3件
- ▶ 平成30年度 事故2件、健康被害1件
- ▶ 平成29年度 事故1件
- ▶ 平成28年度 事故2件
- ▶ 平成27年度 事故2件
- ▶ 平成26年度 事故3件
- ▶ 平成25年度 死亡事故1件、その他事故2件(うち健康被害1件)
- ▶ 平成24年度 事故4件
- ▶ 平成23年度 事故等の発生はなし
- ▶ 平成22年度 事故1件
- ▶ 平成21年度 事故1件
- ▶ 平成18～平成20年度 事故等の発生はなし

※平成18年度に埼玉県の市営プールで遊泳中の女児が流水プールの取水口に吸込まれ死亡



令和7年度愛知県内プール事故2件

施設区分	事故の概要
学校 プール	塩素系薬剤(トリクロロイソシアヌル酸)の粗粒子を入れる容器に誤ってPH調整剤炭酸ナトリウムを入れ、塩素ガスが発生した。教諭は異臭(塩素臭)とどのどの違和感を感じ受診したが、特に異常な検査所見はなかった。
営業 プール	スタッフが次亜塩素酸ナトリウムタンクの補給バルブを閉め忘れたことでプール水の遊離残留塩素濃度が3.0mg/Lと高い状況となった。中和剤を試みた後に児童を遊泳させたが、3名が発赤、発疹、頭痛、のどの痛み等の症状を訴えた。



令和7年7月 東京都で死亡事故発生

- ▶ 学童クラブが、スポーツクラブでプール遊びを実施した際、児童1人が、プールで浮いた状態で発見され、救急搬送されたが、死亡が確認された。
- ▶ 児童の身長は113センチで、当日のプールの水深(1.1~1.2m)よりも低かった。水深調整台が設置されていたが、沈水していたのは水深調整台が設置されていない場所だった。

(小金井市役所ホームページより)

- ▶ 安全管理体制について再度確認をしてください。



薬品の誤混入に注意する

アルカリ性
(塩素剤)

酸性
(凝集剤)

次亜塩素酸
ナトリウム



ポリ塩化アルミニウム
(PAC)
硫酸アルミニウム溶液
(硫酸バンド)

塩素ガスが発生



薬品の誤混入事故防止のための管理例

- ▶ 容器や注入タンクに薬品の名称を記載
- ▶ 塩素剤と凝集剤の注入タンクはできるだけ隣り合わないように
- ▶ 塩素剤と凝集剤の注入タンクは色分け等により視覚的に識別
- ▶ 薬品取扱担当者を決める(複数名)
- ▶ 薬品取扱マニュアルを作成し、取扱上の注意事項を目のつくところに掲示
- ▶ 事故発生時の対応マニュアルを策定



プールにおける事故・健康被害等発生状況報告 (愛知県プール条例運営要綱 別紙様式2)

別紙様式2

プールにおける事故・健康被害等発生状況報告

年 月 日

保健所長 殿

設置者 住 所
ふり がな
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり、プールにおいて事故・健康被害等が発生しましたので、報告します。

記

1 プールの名称及び所在地
 名 称
 所在地

2 事故・健康被害等発生状況
 別紙のとおり

R7.4.1
様式改正

別紙

プール名称： _____

1 事故等発生状況

発生年月日	年齢又は学年	事故等の概要

2 健康被害発生状況

病 名	年 月 日 ~ 年 月 日	
発生期間		
患者数	人 (内訳)	人
	幼児	人
	小学生	人
	中学生	人
	高校生	人
	成人	人
症状の概要		
医師の所見		
措置内容		

* 患者数の内訳は、学校プールの場合はクラス別とする。



プールの事故防止及び衛生管理について

◎ 事故防止のために

➤ 注意事項の周知

➤ プールの監視について



注意事項の周知 (入口用)

プールを利用するときの注意

- ビン等、ガラス類は絶対に持ち込まないでください。
- 波乗り用板類等、これに類するものは禁止します。
- 体にオリーブ油など油類をぬったり、ふだん着の下着類で泳がないでください。
- 衣類、貴重品はロッカーをご利用ください。
- 遊泳前に準備体操をしてください。
- その他、係員の指示に従ってください。
- これらの事項を守らない人は、場内から出ていただくことがあります。

Rules of the Pool

- Do not bring cans or glass bottles into the pool area.
- No surfboards.
- The use of olive oil or other oils on the body before entering the swimming pool is prohibited.
- Please place all valuable items and clothes into a locker.
- Please stretch before swimming.
- Please follow any other instructions of the pool manager.
- Anyone who does not follow these rules will be made to leave the pool complex.

CUIDADOS A SEREM TOMADOS AO UTILIZAR A PISCINA

- Nunca entre com garrafas ou objetos de vidro.
- É proibido utilizar pranchas e similares.
- É proibido nadar com roupas íntimas.
- É proibido a utilização de bronzeadores ou óleos.
- Para guardar roupas ou objetos de valor, utilize o guarda-roupas (locker).
- Faça os exercícios de aquecimento antes de entrar na piscina.
- Obedeça as instruções do funcionário responsável.
- As pessoas que não seguirem as regras, poderão ser expulsos do local.

次の人は入場できません

- 酒気を帯びている人・保護者が同伴しない幼児。
- 不潔その他、他人に迷惑となる行為、または危険のおそれのあるひと。
- 風紀を乱し、または乱すおそれのあるひと。

保健所の指
2階売店前
保護者の方
同伴の方は



プールの監視について

- ・全体が見渡せる
- ・適当な人数
- ・救急救護等の訓練
- ・監視所内に以下の物を準備
 - ・電話
 - ・連絡先一覧表
 - ・救命具（毛布、浮輪等）
 - ・救急薬品（期限切れ注意！）

（営業プールのみ）

- ・監視委託先が、警備業認定を受けた業者か確認





プールの事故防止及び衛生管理について

◎ 令和7年度立入調査における不適事項

➤ その1

➤ その2

◎ 令和7年度水質検査結果



令和7年度立入調査における不適事項その1

立入調査施設数		44
不適施設数		32
不適事項	プール本体	2
	プールサイド	5
	浄化設備の構造設備	4
	シャワー設備	1
	周囲の柵、施錠	1
	プール水の状況	7
	補給水の状況	6
	水質検査の実施(使用水、プール水)	5
	換水の状況	11



令和7年度立入調査における不適事項その2

立入調査施設数		44
不適施設数		32
不適事項	浄化設備（運転、浄化後の濁度検査）	4
	施設の清掃	3
	採暖室、採暖槽の管理	1
	室内空気環境測定	6
	救命具等の整備	2
	管理日誌の記載	4
	諸届の遵守	7



④令和7年度水質検査結果

- 不適施設 1件／検査実施施設数 69件

～検査項目～

- pH値
- 濁度
- 過マンガン酸カリウム消費量
- 一般細菌
- 大腸菌
- 遊離残留塩素濃度





プールの事故防止及び衛生管理について

◎ プールの衛生管理

➤ プールの清掃

➤ 排水設備の点検

➤ 柵や設備の点検

➤ プールサイドの点検

➤ プール本体の点検

➤ 給水設備の点検

➤ 自主点検について



プールの清掃

全排水を行い、プールの壁面及び底面の清掃を行います。



！清掃時に注意すること！

塩素剤 = 皮膚に刺激性がある、環境に影響をもたらす

清掃時には、手袋、眼鏡、長靴の着用

排水時には、**放流先を考慮**して、中和するなどの適切な処置を行う



排水設備の点検について

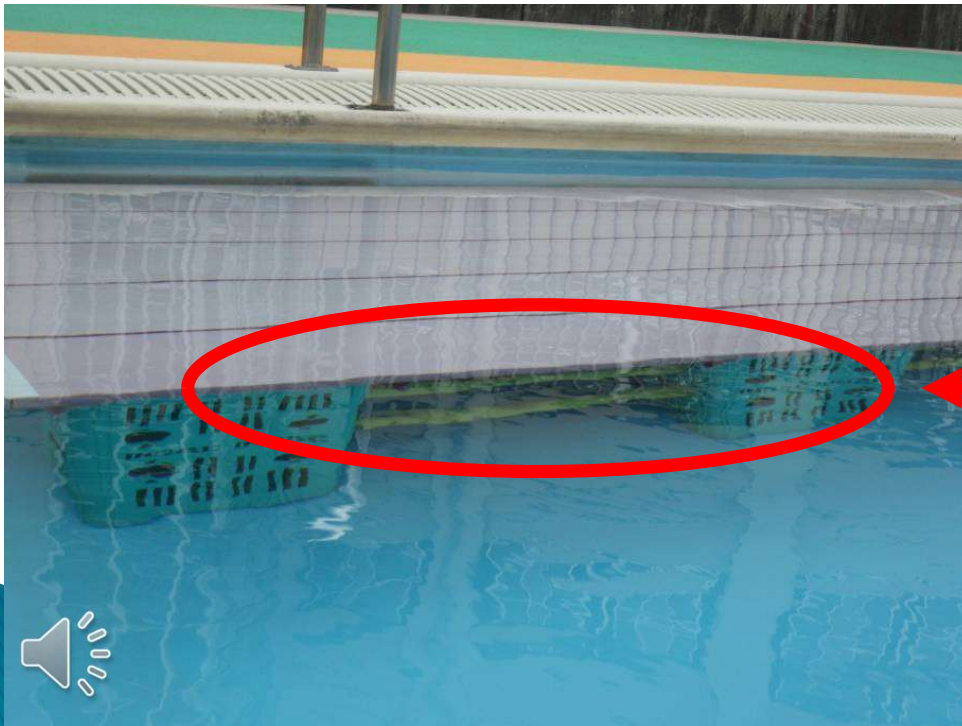
排水口及び循環水の取入口の二重蓋の点検
(→ネジ、ボルト等による固定！)



柵や設備の点検等



柵の幅やプールの壁面や底面と柵の隙間が適切か、ボルト等のゆるみがないかを点検する。



踏み台を設ける際には、踏み台の下や横に首や足が通る隙間を作らないような工夫をする。

プールサイドの点検



亀裂、マンホール等の突起

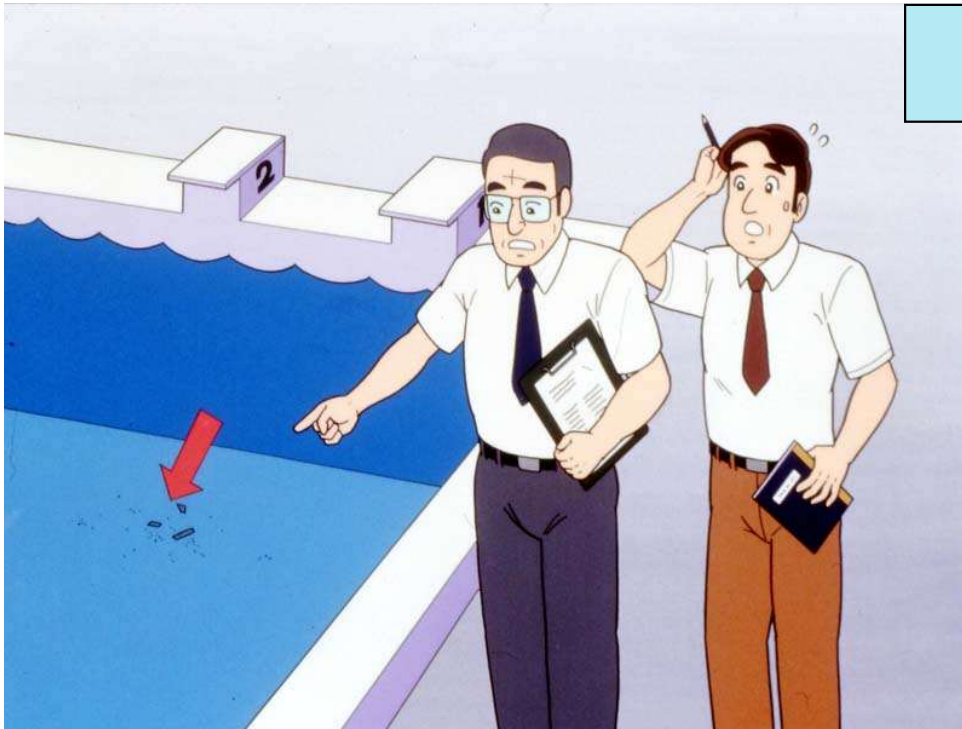


落ち葉等の落下



プール本体の点検

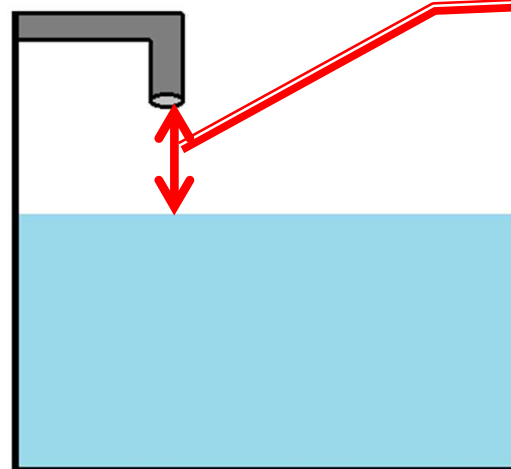
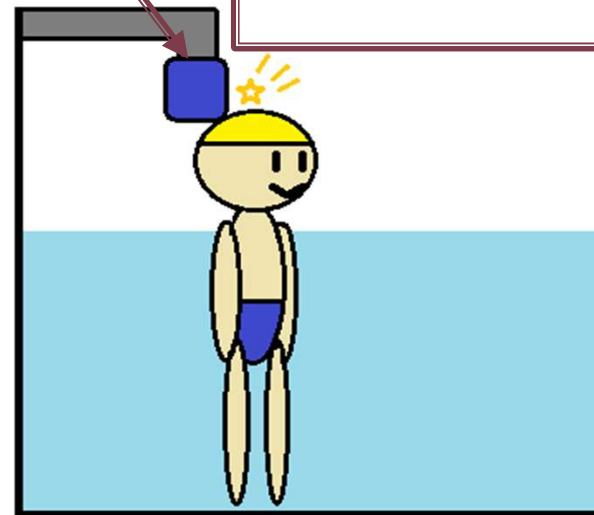
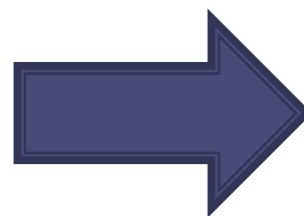
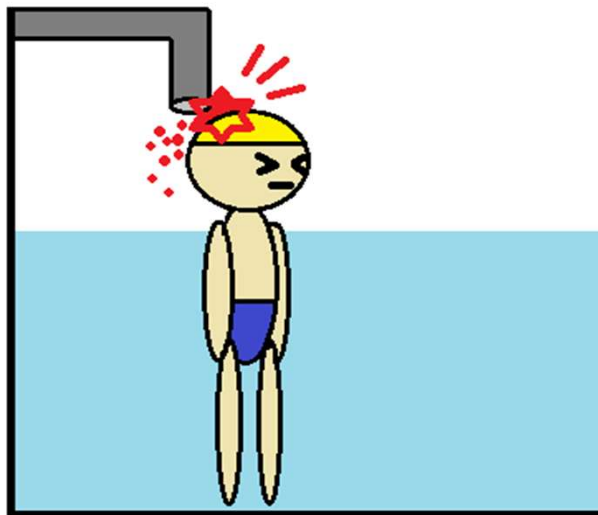
塗装のはがれ



水深表示の確認

給水設備の点検

保護用のゴムを付ける
→給水管に頭をぶつけることを防ぐ為



吐水口空間は**200mm以上**あける
→水道管への逆流を防ぐため



自主点検について

施設や設備、監視の状況について自主点検を**定期的**に実施してください。

プールの自主点検表

	検査項目	点検日	検査結果			不適の場合の措置状況
			通	不通過	非該当	
① 施設・設備の点検	プール本体	亀裂の有無、塗装の剥れはないか			/	
	排水口 プールの水が引き込まれる取水口 [循環水の取入口、逆流のための取水口等]	二重構造になっているか			/	
		上下重がともにネジ、ボルト等により堅固に固定されているか			/	
		吸い込み圧の状況はどうか(吸い込まれるおそれはないか)			/	
	プールサイド	陥没、凸凹はないか			/	
		滑り止め塗装の状況はどうか			/	
		マットのめくれはないか			/	
	給水設備	摩とし込み構造となっているか			/	
		吐水空間は十分にあるか			/	
		給水管の端は危険でないか			/	
ろ過設備(ろ過機、循環ポンプ等)	点検・整備は適切か			/		
薬品の保管	薬品は適切に保管管理され、盗難防止の措置が講じてあるか			/		
	説明、注意設備に目詰まりはないか			/		
付	<div style="background-color: #800000; color: white; padding: 10px; text-align: center; border-radius: 10px;"> 利用者の目に付く場所に掲示し、 積極的に情報提供を！ </div>					
遊						
② 監視	プール監視員等	監視員を複数人を配置しているか(できるか)			/	
		事故発生時の応急体制(救護等の対応)は準備されているか			/	
		事故発生時の連絡体制は整備されているか			/	



プールの事故防止及び衛生管理について

◎ プールの衛生管理

➤ 水質管理について

➤ プール水のpH

➤ pHが低くなると・・・

➤ 新鮮水の補給

➤ 遊離残留塩素濃度の管理

➤ 遊離残留塩素濃度の管理

➤ 検査器具の管理

➤ 薬品の取扱について



水質管理について

◆ 水素イオン濃度(pH): pH5.8~8.6

低すぎると凝集効果に、高すぎると消毒効果に影響を与える。

◆ 濁度: 2度以下

新基準(2度以下)では、水平方向の視界を確保して遊泳者の衝突事故を防止することを目安に決められている。プール水の汚染の目安となる。

◆ 過マンガン酸カリウム消費量: 12mg/L以下

プール水の汚染の目安となる。

◆ 大腸菌: 検出されないこと

消化器系感染症の病原体による汚染の目安となる。

◆ 一般細菌: 200個/mL以下

遊泳者や自然環境からの汚染により高値となり、プール水の汚染の目安となる。

◆ 遊離残留塩素濃度: 0.4mg/L以上

消毒効果の指標となる。高値では目や皮膚に刺激がある。

◆ 総トリハロメタン: 0.2mg/L以下

塩素による消毒の副生成物であり、人体への影響を考慮し、プール水の状況把握のために実施



プール水をpH=7付近に調整する

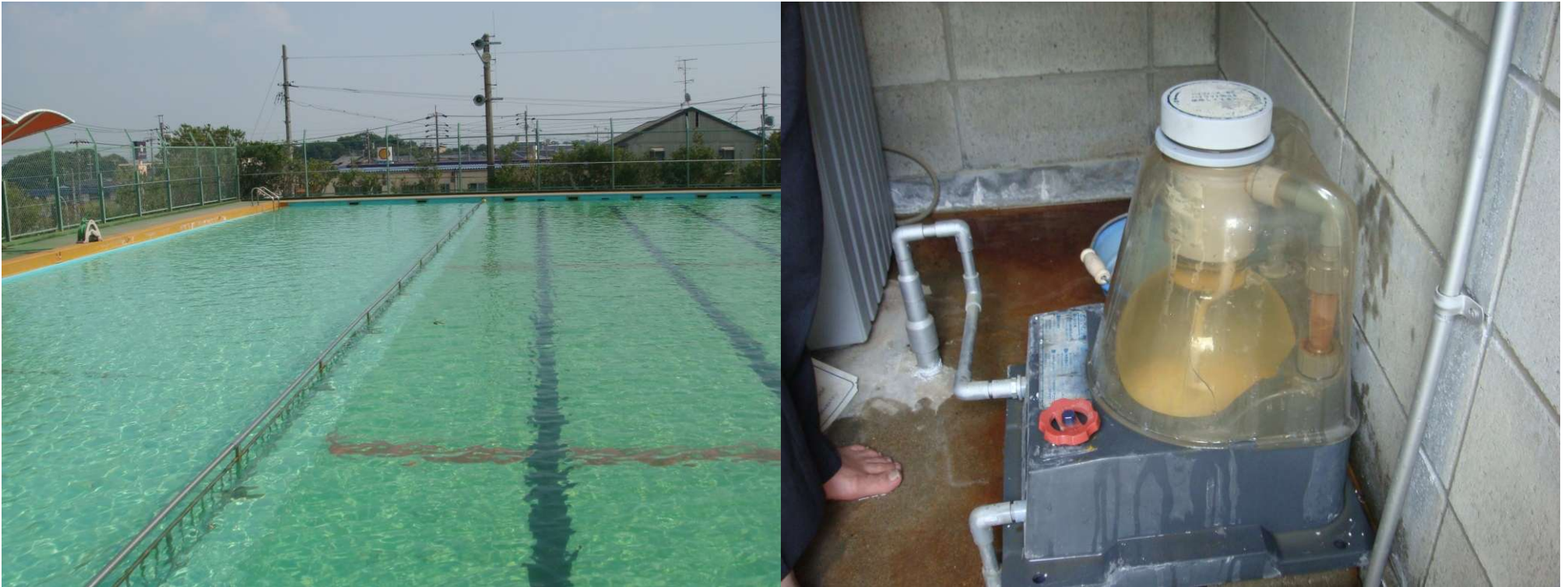
- ▶ 塩素剤の消毒効果 = プール水のpHやアンモニアの影響を受ける。
- ▶ pHが高い⇒ イオン化し消毒効果が減弱
目に刺激を与える

※イソシアヌル酸を使用している場合

- 水質を酸性にする性質がある
- 蓄積性があり、徐々にプールに蓄積する。
 - 1日1回以上pHの測定を行う。
 - 補給水を多めに管理する。
 - 必要に応じてpH調整剤を使用する。



pHが低くなると・・・



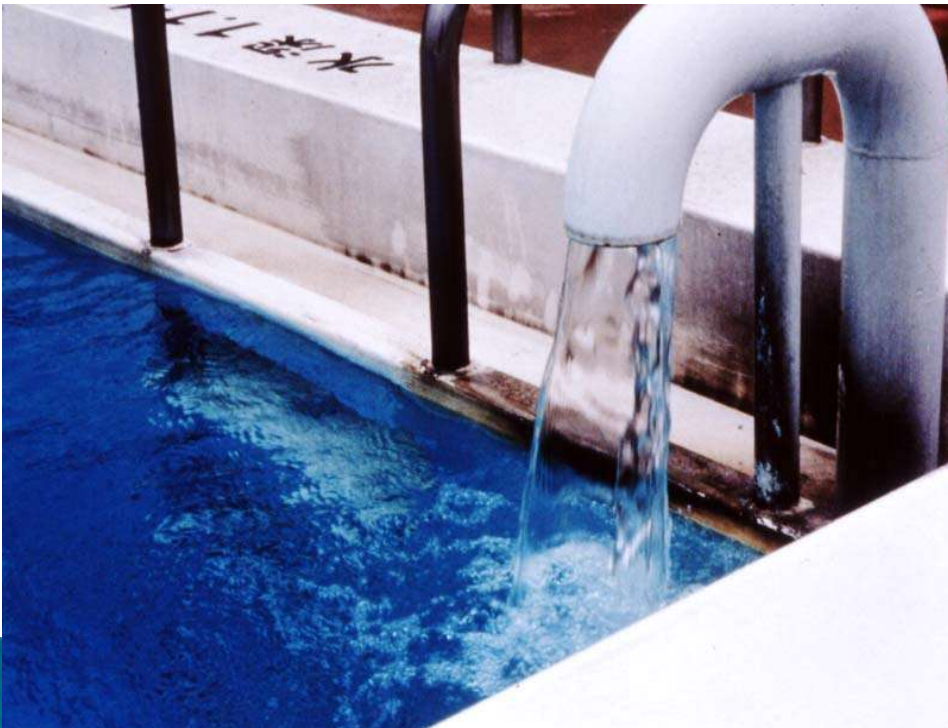
濁りや赤水の原因となる



新鮮水の補給

・新鮮水

⇒ プール容量の**10~20%**を毎日補給。
絶えずオーバーフローさせて、浮遊、
溶解している汚れを流します。



流量計



遊離残留塩素濃度の管理

- ・遊泳中の遊離残留塩素濃度
⇒ **0.4mg/L**以上**1.0mg/L**以下に保持。

※直射日光、遊泳者の急増などにより
塩素は急激に消失する

遊離残留塩素濃度を測定しながら、
連続注入で塩素管理をする。

※消毒薬の手まきはしない。



塩素滅菌機



遊離残留塩素濃度の管理

- ・プール使用開始前に遊離残量塩素濃度 **0.4mg/L以上**を確認して遊泳を始める。
- ・学校プールでは、授業開始ごとに遊離残留塩素濃度の測定をする。

残留塩素の測定



DPD測定器



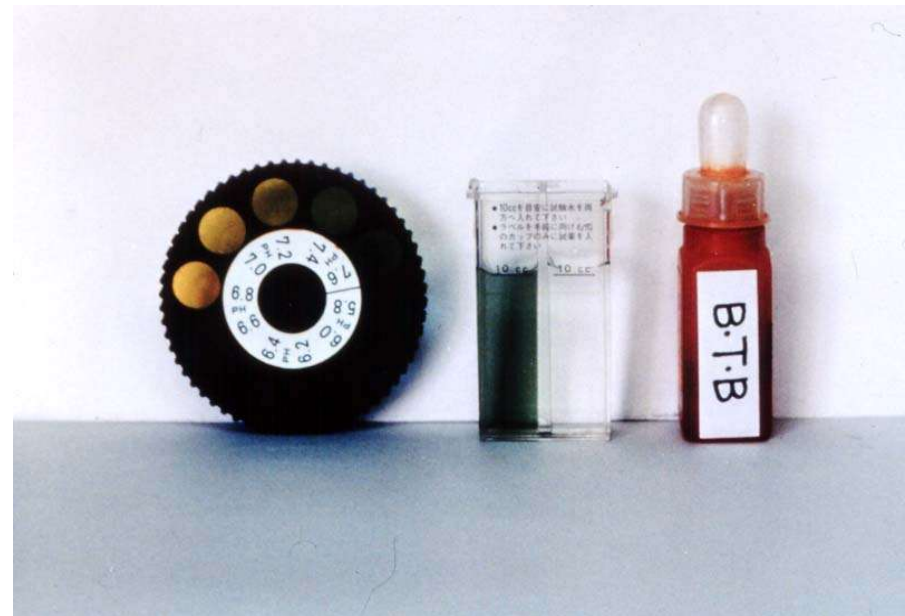
検査器具の管理

残留塩素などの測定試薬、測定器具は、必要に応じて新しいものに交換をする。

残留塩素測定器



pH測定用器具



薬品の取扱について

プール内に、薬品入りビンなどの投げ込みがあった場合は保健所へ連絡し、適切な措置をとること。

※施錠確認

※塩素剤入り容器のプールサイドなどへの**放置は厳禁**。





プールの事故防止及び衛生管理について

◎ プールの衛生管理

➤ろ過機の運転について

➤プール水の水質検査

➤プール水の水質検査(水道水以外の水を使用

➤管理日誌について(記載方法)

➤管理日誌について



ろ過機の運転について

プール開場期間中は、常にろ過機を運転する。

騒音等で、できない場合は、1日に4回以上循環させるようにする。

砂ろ過式…ろ材の砂の表面にたまった汚染物質を取り除くため、定期的に逆洗を行う。

ろ過機の出口で循環水の濁度を測定
濁度0.1度以下が望ましい。
0.5度以下になるよう維持管理すること。

循環回数	汚濁物質の除去率(%)
1	63
2	86
3	95
4	98
5	99.3
10	99.99



プール水の水質検査

		検査項目	検査回数	対象施設
プールの水		遊離残留塩素濃度	午前1回以上 午後2回以上	全てのプール
		水素イオン濃度(pH値)	月1回以上	全てのプール
			1日1回以上	塩素化イソシアヌル酸 又はpH調整剤を使用 するプール
		濁度	月1回以上	全てのプール
		過マンガン酸カリウム消費量		
		大腸菌		
		一般細菌		
	総トリハロメタン	年1回以上		
浄化後の循環水	濁度	年1回以上	全てのプール	
循環後の オーバーフロー水	水素イオン濃度(pH値)	月1回以上	オーバーフロー水を 再利用するプール	
	濁度			
	過マンガン酸カリウム消費量			



プール水の水質検査(水道水以外の水を使用)

検査項目		検査回数	対象施設
プールの 原水	水素イオン濃度(pH値)	季節プール: 使用開始前 通年プール: 6か月に1回 以上	水道水以外 の水を原水 として使用 するプール
	濁度		
	過マンガン酸カリウム消費量		
	大腸菌		
	一般細菌		



管理日誌について

管理日誌例（営業プール用）

プー ル 管 理 日 誌

設置者	管理責任者	担当者

年 月 日 ()	天候	1日利用者数	人	衛生管理者	印
-----------	----	--------	---	-------	---

1 始業時点検 (実施者氏名:)

確認項目	点検結果		
	適	不適	(措置状況)
プール本体（亀裂等異常の有無）			
排水口等（ネジ等による固定状況）			
プールサイド（陥没、凸凹その他）			
プール水の状況	目視による濁り等 逆射灯照度測定		
ろ過装置（自動状況）			
消毒薬等使用器具	在庫量 保管状況		
救命具（適正場所に整備）			
監視体制（補充人員いるか）			

2 水質管理 (実施者氏名:)

使用時間	午前										午後									
(→で記入する)	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
気温（室温）	<℃>																			
水温	<℃>																			
利用者数	<人>																			
プール水	遊離塩素	A (mg/l)																		
	残留塩素	B (mg/l)																		
	塩素	C (mg/l)																		
	pH値																			
	不適時の措置																			
プール水	遊離塩素	A (mg/l)																		
	残留塩素	B (mg/l)																		
	塩素	C (mg/l)																		
	pH値																			
	不適時の措置																			
浄化設備のろ過流量																				
監視員の配置数（人）																				

3 設備・機器の管理等 (実施者氏名:)

浄化設備	1日運転期間	1日中	時間	（時～時）
	ろ過水量の状況	a 終了時のメーター指示量	m ³	
	b 使用前のメーター指示量	m ³		
	a-b 1日運転期間当たりのろ過水量	m ³		
循環回数（回/1日）	回 (a-b/プール水等全量[]m ³)			
ろ過出口濁度検査	実施（ 度） ・ 未実施			
ろ過機の逆洗洗浄	実施（ 時間） ・ 未実施			
ろ材等の交換	実施（ 時間） ・ 未実施			
給水設備	新換給水の状況	c 終了時のメーター指示量	m ³	
		d 使用前のメーター指示量	m ³	
		c-d 1日当たりの新換給水量	m ³	
	新換給水量	% (c-d/プール水等全量[]m ³)		
	採暖室の室温	℃		
	プール水の水抜き清掃	実施（全換水・ ） ・ 未実施		
使用薬品	消毒剤（ ）	kg・l		
	pH調整剤（ ）	kg・l		
	凝集剤（ ）	kg・l		

4 その他

水質検査（実施の有無）	プール水	オーバーフロー水	ろ過後の濁度	採暖室	気泡槽
屋内の二酸化炭素濃度	実施（前半 時間、後半 時間） ・ 未実施				
	前半	% 平均値		% 96	
	後半	% 平均値		% 96	
（事故その他異常の有無及びその対応状況）					



管理日誌について

管理日誌例（営業プール用）

設置者	管理責任者	担当者

年 月 日

1 始業時点検

確認項目	確認結果	措置状況
プール本体（亀裂等異常の有無）		
排水口等（ネジ等による固定状況）		
プールサイド（陥没、凸凹等）		
プール水の状況	目視による濁り等 逆射灯部塩素濃度	
ろ過機（自動状況）		

（実施者氏名：）

ろ過水量の状況	
循環回数（回/1日）	
ろ過出口濁度検査	
ろ過機の逆洗洗浄	
ろ過材等の交換	

給水設備

新規給水の状況	
新規給水量	
採暖水の室温	

（実施者氏名：）

プール水の水抜き清掃	実施（全換水・）	未実施
消毒剤（ ）		kg・l
pH調整剤（ ）		kg・l
減薬剤（ ）		kg・l
		kg・l

2 3 4 5 6 7 8 9 10

残留 B (mg/l)	
残留 C (mg/l)	
pH値	
不適時の措置	

浄化設備のろ過流量

監視員の配置数（人）

ろ過機	採暖槽	気泡槽

（実施者氏名：）

%	平均値	%
%		

プールの使用前の
点検結果について記入

浄化設備（ろ過機）・
給水設備の各種メー
ターの数値を記入

気温・水温・遊離
残留塩素濃度・
pH値等、プール
水の状況及び利用
者数を記入

その他、水質の不適、
設備の異常があった
時の状況や措置につ
いて記入

日誌を毎日記入し、プールの管理状況を確認してください！



令和8年度プール行政水質検査及び立入調査について

◎ プール行政水質検査

➤ 採水について

➤【図】ラベルの記入例

➤ラベルの記入方法

➤検査受付

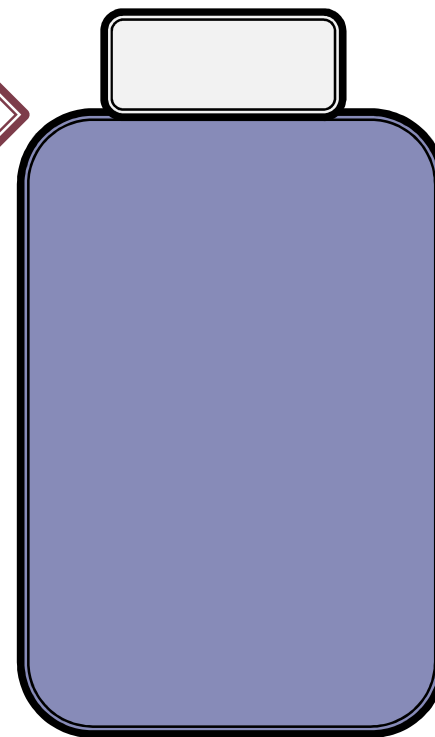
➤お願い(水質検査)



採水について

- ▶ 受付日当日に採水すること。
- ▶ 気温、水温及び遊離残留塩素濃度を測定すること。

満水まで
入れること



【図】ラベルの記入例

施設名 春日井HCプール

採水年月日 令和8年6月18日

採水時:

気温 25℃ 水温 20℃

残留塩素 0.5mg/L 遊泳者数 30人

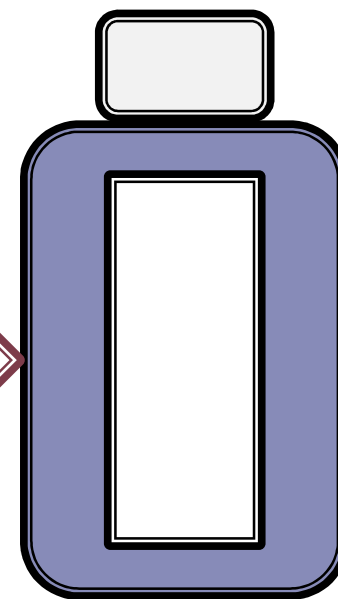
春日井保健所 プール水検査



ラベルの記入方法

- ▶ 油性マジックで記載すること。
- ▶ 採水時に測定した、気温、水温及び遊離残留塩素濃度を記載すること。
- ▶ 遊泳者数は、採水時の人数を記載すること。
- ▶ 採水した容器に貼付すること。

剥がれないよう
しっかり貼付すること



検査受付

- ▶ 採水したプール水を受付場所に
午前9時から11時までに持参すること。

毎年、気温、水温及び遊離残留塩素濃度の測定忘れやラベルの記載もれがあります。持参する前に、ラベルの記載欄に空欄がないか、もう一度確認してください！



お願い(水質検査)

- ▶ 水質検査日が休校、休場等により、検体を持参できない場合、早めに申し出てください。
- ▶ 6月に水質検査を実施する施設においては、6月中に振替えができない場合があります。注意してください。
- ▶ 指定した検査日に持参できない場合、保健所での行政検査ができない可能性があります。
- ▶ 例年、検査日を担当者が失念するなどして、検体を持ち込めなくなる施設があります。検査日、採水方法は担当者2人以上で共有してください。





令和8年度プール行政水質検査及び立入調査について

◎ 立入調査

➤ 調査日



調査日

- ▶ 1施設あたりの調査時間は30分前後
（学校プールは20分前後）
施設の状況によっては延長する場合があります。
- ▶ **管理日誌**及び**自主点検表**を準備すること。
- ▶ 機械室等も確認するため、機械室等の鍵もご用意ください。





令和8年度プール行政水質検査及び立入調査について

◎ 立入調査

➤ 調査事項



調査事項

ア、プール本体・サイドの確認

- 清掃は適切か。
- (周囲に樹木が植えてある場合) 剪定されているか。害虫は駆除されているか。
- シャワー、洗眼所、洗面所及び水飲み場の設置は汚損がないか。
- プール水深の表示や利用者への情報提供(注意事項等)の掲示は適切か。
- 沈め板を利用する際は、安全に十分配慮しているか。
- 救命具(浮き輪等)は整備されているか。



ア、プール本体・サイドの確認（続き）

- 応急措置のための設備や救急薬品を常備しているか。
- 事故発生時の応急体制・連絡体制を整備し、明示されているか。
- 監視員の配置は適切か。
- 給水管は落とし込み構造か。吐水口空間が設けられているか。
- 使用している消毒剤は適切か。
- 薬品保管設備は安全で適切に保管されているか。（専用の保管庫があるか。）



イ、管理日誌、水質検査記録の確認

- ▶ プール使用前に点検を行い、不適がないか。不適があった場合の措置は適切か。
- ▶ 水質管理は適切に実施されているか。
- ▶ 空欄はないか
(**利用人数、薬品使用量**など)。
- ▶ 自主点検表の掲示確認



ウ、簡易水質検査の実施

- ▶ 水温、遊離残留塩素濃度及びpHの測定

遊離残留塩素濃度が0.4mg/L未満の状態では遊泳できません。

必ず0.4mg/L以上であることを確認してから、遊泳してください！



エ、機械室の確認

- ▶ろ過機の運転状況（循環回数、逆洗等）は適切か。
- ▶ヘアキャッチャーの清掃は適切か。
- ▶プール水の全換水の頻度は適切か。
- ▶使用水は適切か。



オ、その他設備の確認

- (屋内プールの場合)換気・照明等は適切か。
- 採暖室等の管理は適切に行っているか。
- プール設備は垣や柵等で囲い、出入口は施錠できるか。
- 機械室や薬品保管設備等は、関係者以外が立入できないよう施錠等の措置が講じられているか。





令和8年度プール行政水質検査及び立入調査について

◎ 立入調査

➤ お願い(立入調査)

➤ その他



お願い(立入調査)

- ▶ 休校・休業等で調査が実施できない場合は**早めに連絡してください。**
- ▶ 受付等の担当者に**立入調査がある旨伝えてください。**
- ▶ 屋外プールは雨天でも調査を実施します。(ただし、台風等の場合を除く。)



- ▶ プール設置届記載事項、管理責任者及び衛生管理者の変更がないか確認してください。
- ▶ 各種届を提出していない場合は、速やかに提出するようお願いいたします。
- ▶ 各種様式は、
<http://www.pref.aichi.jp/0000009013.html>
(愛知県生活衛生課ウェブページ)
より、ダウンロードしてください。





自主管理点検表について

◎ プールの自主点検表について

プールの自主点検表

プール施設の名称：
 プール管理責任者名：
 プール衛生管理者名：

検査項目	点検日	検査結果			不適の場合の措置状況
		適	不適	非該当	
①施設・設備の点検	プール本体	亀裂の有無、塗装の剥れはないか			
		二重構造になっているか			
	排水口 （循環水の排水口、逆流防止のための排水口等）	上下蓋がともにネジ、ボルト等により堅固に固定されているか			
		吸い込み栓の状況はどうか（吸い込まれるおそれはないか）			
	プールサイド	陥没、凸凹はないか			
		滑り止め塗装の状況はどうか			
		マットのめくれはないか			
	給水設備	落とし込み構造となっているか			
		吐水口空間は十分にあるか			
		給水管の端は危険でないか			
②監視	ろ過設備（ろ過機、循環ポンプ等）	点検・整備は適切か			
	薬品の保管	薬品は適切に保管管理され、遊離防止の措置が講じてあるか			
	付帯設備	洗眼、洗浄設備に目詰まりはないか			
		いつでも使用できるように救命具は整備されているか（整備している救命具は）			
		救急薬品を常備しているか			
		応急措置のための設備を常備しているか（例えば毛布、担架、ベット等）			
	遊戯設備（ウォーターライダー他）	安全点検を実施しているか			
	プール監視員等	管理を委託する場合は、その管理状況を十分に確認しているか			
		監視員を複数人を配置しているか（できるか）			
		事故発生時の応急体制（救護等の対応）は準備されているか			
事故発生時の連絡体制は整備されているか					

➤ 春日井保健所までコピーをご提出ください。

➤ 提出方法：
FAX、メール、郵送、来所

➤ 提出締切：
保健所職員立入までに



愛知県春日井保健所

愛知県春日井市柏井町2-31

【電話】

総務企画課 31-2188

生活環境安全課 31-2189

食品安全課 31-2180

健康支援課 地域保健G 31-2133

こころの健康推進G 31-0750

【FAX】0568-34-3781

【メール】kasugai-hc@pref.aichi.lg.jp

愛知県春日井保健所

検索



本年度も円滑な立入調査の実施のため、
ご協力をお願いいたします。

